

JFEテクノロジー株式会社 契約約款

本約款はJFEテクノロジー株式会社(以下 JFE-TEC という)が委託者から受託する分析・物性評価及び調査(以下業務という)を遂行するために必要な、委託者とJFE-TEC との間の基本的な合意事項につき定めるものである。

受託の範囲

第1条 JFE-TECは第3条に定める個別契約に規定した範囲において、業務を遂行し、その結果を提供します。

長等について両社協議により定めるものとします。

価格

第2条 見積書に記載した見積合計金額(消費税等は別途加算する)は、見積書に記載した見積有効期限まで有効とします。

個別的委託契約

第3条 委託者はJFE-TECに業務を委託するときには見積書に基づき JFE-TEC 所定の様式にて依頼書を作成し、これを JFE-TEC に交付します。

- (2) 業務に関する委託者とJFE-TEC との間の個別的委託契約(以下個別契約という)は、前項の依頼書が JFE-TEC に交付され、JFE-TEC がこれを承認した時点で成立します。

支払

第4条 委託料の支払条件、方法は別段の定めのない限りは、検収翌月の10日までに JFE-TEC の指定する銀行口座への振込みによることとします。

機密保持

第5条 JFE-TEC は委託者から口頭もしくは書面により開示・提供された情報、資料及び業務の結果、その他業務遂行にあたって知り得た委託者の情報(以下総称して秘密情報という)について、委託者の書面による同意なしに、これらを第三者に開示、漏洩並びに業務遂行以外に使用しない。但し、公知の情報、JFE-TEC が個別契約以前に既に知っていた情報およびJFE-TEC が正当な権限を有する第三者から入手した情報はこの限りではありません。

- (2) 前号の規定にかかわらず、JFE-TEC が業務の全部もしくは一部を第三者に再委託するときには、JFE-TEC は秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、当該再委託先にはJFE-TEC が前号の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
- (3) 委託者は JFE-TEC から口頭もしくは書面にて開示・提供された業務の方法及び結果について、JFE-TEC の書面による事前同意なしに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、(1)号但書に該当する情報はこの限りではありません。
- (4) 本項の各規定は、個別契約が締結されたときには業務報告書提出後5年間、個別契約が締結されなかった場合にはその確定後5年間が経過するまで有効とします。

報告

第6条 JFE-TEC は個別契約で定められた期日までに業務の結果を委託者に報告します。

試料等の提供

第7条 個別契約で定められた期日までに、委託者は業務遂行に必要な情報、試料、機材等をJFE-TEC に提供します。但し、JFE-TEC 所定の受入基準を満たさないものについては、JFE-TEC はその受領を拒否することができます。

- (2) 個別契約で定められた期日までに試料等を提供できないとき又はその虞があるときには、委託者は速やかに JFE-TEC にその旨を連絡するものとし、業務報告書の提出期日の延

終了後の措置

第8条 JFE-TEC は業務終了後速やかに提供された試料、またはその返還を条件に提供された文書、写真及び機材などを委託者に返還します。但し、返還に要する費用は委託者の負担とします。

- (2) JFE-TEC は別段の定めのない限り、業務報告書の写しを提出後5年間保管し、その他業務に関する記録等は提出後1年間保管します。

結果の利用等

第9条 委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害については、JFE-TEC は一切責任を負いません。

- (2) JFE-TEC の業務の方法もしくは報告の内容に手落ちもしくは誤りがあったときまたは JFE-TEC の責に帰すべき事由による納期遅延のときは、JFE-TEC は、委託者と協議の上、JFE-TEC の費用負担のもとに業務をやり直すか、委託者から支払われた委託料総額を限度額として委託者が被った損害を賠償するものとし、これ以外の責を負いません。
- (3) JFE-TEC は業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

契約の解除

第10条 JFE-TEC または委託者の何れかに下記の事実の何れかが発生した場合は、相手方は当該当事者に対し、何らの催告その他の手続を要せず、ただちに履行未済の個別契約の全部または一部を解除し、あるいはその履行を一時停止することができます。なお、この場合、相手方の損害賠償請求は妨げられないものとします。

- この契約及び/または個別契約のとりきめに違反した場合
- その振出または引受にかかる手形が不渡りになった場合
- 租税公課の滞納処分を受けた場合
- 第三者から、差押、仮差押、仮処分等強制執行または競売の申立を受けた場合
- 破産、会社更生、会社整理、特別清算、再生手続またはその他の裁判上の倒産処理手続の申立があった場合
- 解散を決議した場合
- その他、個別契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合

- (2) JFE-TEC または委託者の何れかが前項の各号の一に該当した場合、相手方は当該当事者に対し、何らの通知、催告を要しないで、当該当事者の相手方に対する一切の債務について期限の利益を失わせることができます。

不可抗力

第11条 天災地変その他 JFE-TEC の責に帰することのできない事由により業務の遂行が困難となったときは両者協議の上その措置を決定します。

協議事項

第12条 本約款に定めない事項及び本約款各事項の解釈に疑義の生じた場合には、その都度互譲協調をもって両者協議の上決定します。

以上